

社団法人 日本国際知的財産保護協会  
(AIPPI・JAPAN)

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1丁目14番1号  
郵政福祉琴平ビル4階

(お問い合わせ先)  
〔入会及び退会等に関するお問い合わせ〕  
電話:03-3591-5301(代表)  
E-mail:japan@aippi.or.jp

〔発行書籍に関するお問い合わせ〕  
電話:03-3591-5302(直通)  
E-mail:pub@aippi.or.jp

〔セミナー及び判例研究会に関するお問い合わせ〕  
電話:03-3591-5303(直通)  
E-mail:s-aippi@aippi.or.jp(セミナー関連)  
hanrei@aippi.or.jp(判例研究会関連)

FAX:03-3591-1510  
URL:<http://www.aippi.or.jp>



東京メトロ虎ノ門駅 1番出口より 徒歩約3分  
東京メトロ霞ヶ関駅 A12番出口より 徒歩約10分  
JR・東京メトロ・都営地下鉄新橋駅 烏森口より 徒歩約15分

June/2008

社団  
法人 日本国際知的財産保護協会



業務案内

## ～目次～

### 1 AIPPI(国際知的財産保護協会)の沿革

- 1 設立の経緯 ..... 2
- 2 主な活動 ..... 2
- 3 AIPPI加入国並びに会員数一覧 ..... 3

### 2 社団法人日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)の沿革

- 1 設立の経緯 ..... 4
- 2 会員 ..... 5
- 3 機構及び組織 ..... 4

### 3 社団法人日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)の活動

- 1 AIPPI日本部会としての活動
  - 1 AIPPI国際本部の活動、国際総会及び執行委員会への参加及び協力 ..... 6
  - 2 委員会活動 ..... 6
  - 3 AIPPIの各国部会及び他の海外団体との交流 ..... 6

- 2 社団法人日本国際知的財産保護協会としての活動
  - 1 知的財産に関する出版物の発行 ..... 7
  - 2 知的財産に関するセミナー及び判例研究会の開催 ..... 10
  - 3 海外諸国の知的財産制度に係る調査研究等事業 ..... 11
  - 4 その他 ..... 12

### 4 会員としての特典及び入会方法

- 1 会員としての特典 ..... 13
- 2 入会手続及び更新手続、並びに退会手続 ..... 13

アクセスマップ ..... 裏表紙

## ～ご挨拶～

社団法人「日本国際知的財産保護協会」は、知的財産の国際的動向を調査研究し、斯界の国際交流を進め、知的財産の国際的な発展に寄与することを目的とする団体であります。そして企業関係者、弁理士、弁護士、大学・研究機関の研究者等の幅広い階層の知的財産に携わる専門家や実務者を会員とし、また、国際的なネットワークを持っていることが特色です。

本協会は、1956年にAIPPI(国際知的財産保護協会)の日本部会を母体として設立され、国内および海外の知的財産制度の動向に関する調査・研究を行うとともに、国際的な知的財産保護の向上と発展に資するため、AIPPIが推進している各国制度の調和を図る具体的な提言活動に積極的に貢献してきました。さらに、海外の知的財産の動向を紹介するとともに、国内外の実務者の交流を積極的に進めてまいりました。

ボーダレス経済の進展に伴って、世界の貿易、投資活動は急速に拡大し、国境を越えた水平分業も深化しています。さらに、各國は、競争力を確保するためイノベーションの創出を競っています。そして、商品や技術を差別化でき、競争力の源泉として、知的財産の重要性は著しく高まり、世界的な視野に立った戦略的な知的財産のマネジメントが課題となってきています。本協会は、こうした状況に即応し、我が国の知財力を高めるべく、世界の最新の知的財産事情を紹介するとともに海外諸団体との交流をさらに深め、また、会員相互の交流を活発化させていく所存であります。

本協会の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社団法人日本国際知的財産保護協会  
理事長 清水 啓助



# AIPPI(国際知的財産保護協会)の沿革

## 1 設立の経緯

工業所有権に関する国際条約の基本法である「工業所有権の保護に関するパリ同盟条約」は1883年(明治16年)に締約されました。同条約に係わる事項について、継続的かつ恒久的に審議する民間の協力機関の必要性が認識され、常時協力可能な民間機関を設立する計画が具体化し、1897年(明治30年)にプラッセルで創立委員会を開催し、International Association for the Protection of Industrial Property(略称:AIPPI 和文名:国際工業所有権保護協会)が創立されました。

AIPPIはスイス法により設立され、本部事務局はチューリッヒ市に置かれています。現在64の国が加入し、約8,000を超える産業界、法曹界、学会等の実務家・専門家を会員とする知的財産に関して最も伝統を有する国際的な組織です。

AIPPIは設立以来100年余の長きにわたり、パリ条約の管理機構であるBIRPI、並びにその後継機関であるWIPO(世界知的所有権機関)と密接不可分な関係を維持し、知的財産制度に関する各国制度の調和をはじめとする重々



要課題の解決に向けて国際的な活動を行っています。

また、AIPPIは、これまでに国際的な知的財産保護の向上と促進に関する700項目に及ぶ重要事項について審議し、AIPPIとしての提言を決議し、商標法条約の創設を実現するなど、各国の知的財産制度に大きな影響を与えてきました。

なお、2001年3月にメルボルンで行われた本部総会において名称の変更が決定され「International Association for the Protection of Intellectual Property(フランス語名:AIPPI <Association Internationale pour la Protection de la Propriété Intellectuelle> 和文名:国際知的財産保護協会)」に名称が変更になりました。

## 2 主な活動

AIPPIは、・国際的及び各国の知的財産の保護の向上及び促進

- 既存の国内法の研究を通しての各国内法の国際的なハーモナイゼーションの実現手段の提案

を目的として、国際総会、執行委員会及び知的財産に関するフォーラムなどの国際会議の定期的な開催や、刊行物やウェブサイト(<http://www.aippi.org>)において、世界の知財情勢に関する情報の配布などの活動を行っております。

- 国際総会:隔年開催。約2000名の会員が参加して議題に対する審議等を行う。
- 執行委員会:隔年開催。各国部会の代表により議題に対する審議等を行う。
- フォーラム:知的財産に関するトピックス、教育プログラム等のテーマについて議論する会合であり、総会、執行委員会に併設されて毎年開催される。フォーラムは、会員外にも公開されている。

現在隔年に開催される国際総会及び執行委員会は加入各国の代表が知的財産に関連する重要議題を審議し、WIPO等知的財産に関する国際機関の諸施策に対して民間サイトの見解を決議する重要な会議となっております。また国際総会及び執行委員会で審議される議題を選定するために、定期的に会長会議、プログラム委員会が、また隨時議題委員会が開催されています。

最近開催された及び今後行われる予定の国際総会及び執行委員会	
第38回 メルボルン総会	2001年(平成13年)
第39回 ジュネーブ総会	2004年(平成16年)
第40回 エーテボリ総会	2006年(平成18年)
第41回 ボストン総会	2008年(平成20年) 予定
第42回 パリ総会	2010年(平成22年) 予定
第43回 ソウル総会	2012年(平成24年) 予定
第44回 トロント総会	2014年(平成26年) 予定
ソレント執行委員会	2000年(平成12年)
リスボン執行委員会	2002年(平成14年)
ルツェルン執行委員会	2003年(平成15年)
ベルリン執行委員会	2005年(平成17年)
シンガポール執行委員会	2007年(平成19年)
ブエノス・アイレス執行委員会	2009年(平成21年) 予定
ハイデラバード執行委員会	2011年(平成23年) 予定

国際総会及び執行委員会における審議議題の一部は下記のとおりです。

- ・排他的特許権が公衆衛生問題に与える影響
- ・不正商品と海賊行為による商標侵害に対する損害賠償
- ・知的財産権の侵害賠助責任
- ・商品の再利用や修理における知的財産権の消尽
- ・特許の分割出願、継続出願及び一部継続出願
- ・知的財産権の共同所有がその利用にもたらす影響

## 3 AIPPI 加入国並びに会員数一覧

(本部登録メンバー数 2007年6月現在)

(1) National Groups (62)	Hungary	82	Russia	60	
	Iceland	11	Serbia/Montenegro	36	
Argentina	72	India	86	Singapore	43
Australia	126	Indonesia	23	Slovak Republic	26
Austria	114	Ireland	32	Slovenia	30
Belarus	19	Israel	112	South Africa	56
Belgium	97	Italy	329	Spain	322
Bolivia	10	Japan	1,118	Sweden	271
Brazil	109	Latvia	27	Switzerland	347
Bulgaria	31	Lithuania	14	Thailand	22
Canada	141	Luxembourg	26	Ukraine	37
Chile	83	Malaysia	23	United Kingdom	266
China	291	Mexico	57	U.S.A	448
Columbia	24	The Netherlands	356	Venezuela	19
Croatia	34	New Zealand	23		
Czech Republic	35	Nigeria	14	TOTAL	8,061
Denmark	202	Norway	114		
Ecuador	15	Panama	19	(2) Regional Groups	
Egypt	50	Paraguay	20		
Estonia	17	Peru	25	Arab Regional Group	81
Finland	184	Philippines	45		
France	427	Poland	54	(3) Independent Members	
Georgia	3	Portugal	86		
Germany	979	Republic of Korea	244		
Greece	41	Romania	34	GRAND TOTAL	8,342

## 社団法人日本国際知的財産保護協会(AIPPI-JAPAN)の沿革

### 1 設立の経緯

当協会は、AIPPIの設立から約60年後の1956年(昭和31年)4月27日、工業所有権の国際化に着目された当時の井上尚一特許庁長官の強い提言があり、通商産業省(当時)、特許庁、外務省、経済団体連合会、日本商工会議所等の勧奨もあって、「AIPPI日本部会」が設立されました。初代会長には石坂泰三氏が就任し、以来現在まで、歴代の経済団体連合会会長が会長に就任しています。

1991年(平成3年)4月1日付で、従来のAIPPI日本部会を母体に、「社団法人日本国際工業所有権保護協会(略称「AIPPI・JAPAN」)」として法人化されました。

2001年(平成13年)6月の当協会総会において名称変更が決定され、経済産業大臣の認可を得て「社団法人 日本国際知的財産保護協会」となりました。

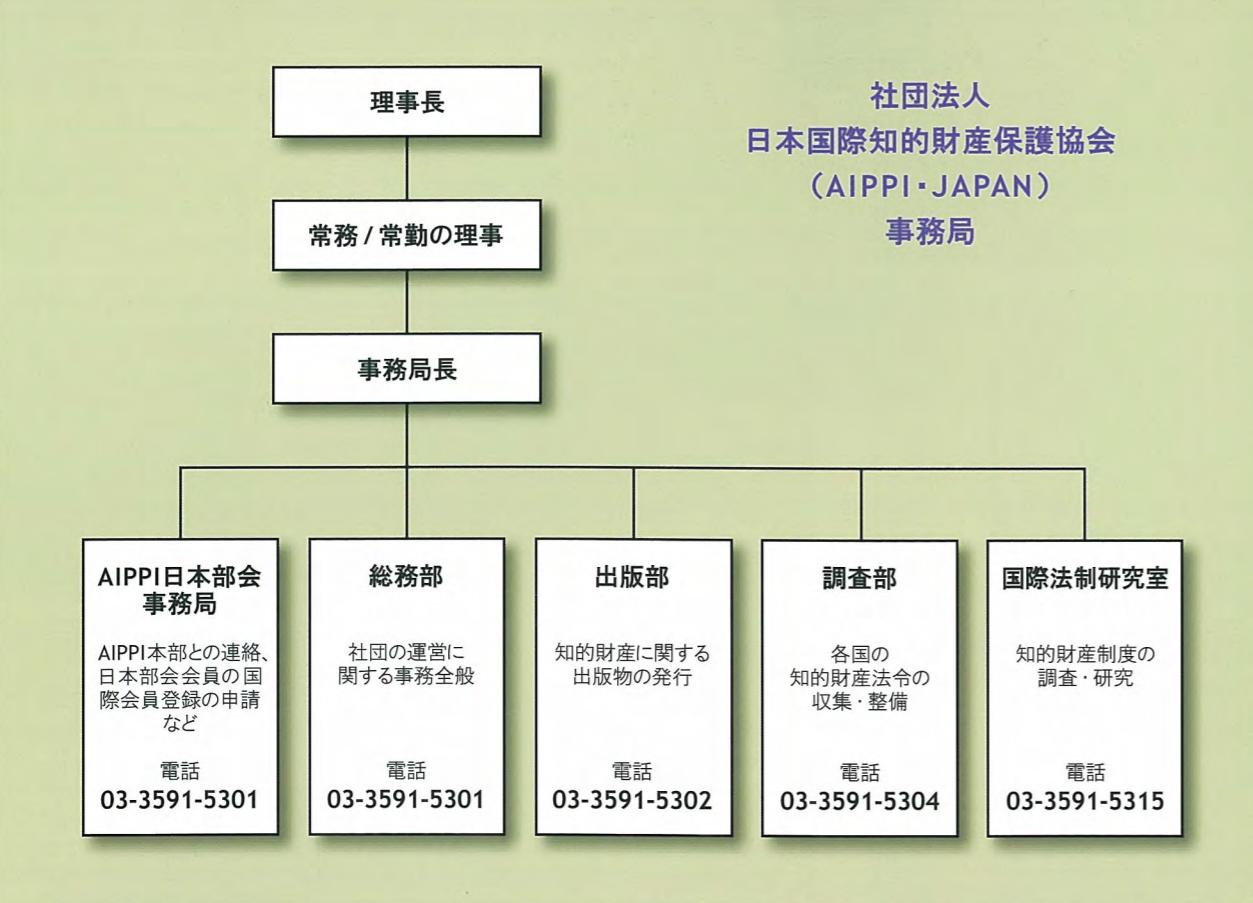
2006年(平成18年)4月にはAIPPI・JAPAN創立50周年記念式典が盛大に挙行されました。



### 2 会員

会員制を採用しており、主要企業、公益法人及び大学を中心とした法人会員と、弁理士、弁護士、大学教授などの個人会員あわせて約1,100の会員から構成され、世界最大の部会に発展するとともに、数多くの会員を本部事務局、国際委員会に選出しております。

### 3 機構及び組織



#### 社団法人日本国際知的財産保護協会 役員一覧

##### 会長

御手洗富士夫

##### 副会長

熊倉禎男(AIPPI日本部会会長)

丸島儀一

浅村皓

##### 理事長

清水啓助(常勤)

##### 常務理事

梅田五郎(常勤)

##### 常任理事

石田敬

片山英二

前田純博

椋田哲史

奥山尚一

吉武賢次

##### 通常総会:

当協会の全会員を対象として年1回召集され、前年度の事業報告及び収支決算、並びに、当該年度の事業計画及び収支予算、更に当協会の運営に関する重要事項に関する議決を行います。

##### 理事会:

会員から選任された理事によって構成され、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に附議すべき事項、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項について議決を行います。

##### 運営理事会:

会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事によって構成され、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議し処理します。

## 社団法人日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)の活動

### 1 AIPPI 日本部会としての活動

#### 1 AIPPI 本部の活動、国際総会及び執行委員会への参加及び協力

- AIPPI 国際総会
- AIPPI 執行委員会
- AIPPI フォーラム

これらの国際会議やフォーラムに参加し、知的財産権に関する法律の改正や運用上の諸問題について議題の審議やフォーラムなどを通じて、わが国の立場や状況を主張する重要な役割を果たしています。

また、本部の運営理事会、プログラム委員会、議題委員会のメンバーとして多くの日本の会員が選出され、本部の運営においても活躍しています。現在、日本部会から本部運営メンバーに選出されている方は右記の通りです(2008年1月現在)。

- Treasurer General 片山 英二 氏
- Assistant Reporter General 奥山 尚一 氏
- Programme Committee 近藤 恵嗣 氏
- Nominating Committee 熊倉 稔男 氏
- Editorial Advisory Committee 雅田英一郎 氏
- Statutes Committee 辻居 幸一 氏

また、議題の検討を行う Working Committee や Special Committee にも数多くの会員が、そのメンバーとして活動しています。

上記、国際総会やフォーラムには一般会員も参加、隔年で開催される国際総会には、日本から毎回200名を超える会員が参加し、議題の審議や懇親の場を通じわが国の国際化に大きく貢献しています。

### 2 委員会活動

AIPPI の国際総会及び執行委員会で審議される議題に関する日本部会の意見集約のためや海外の団体との交流を円滑に行うためなど、適宜、目的に応じて設置される委員会の活動により、国際会議における討議への参加や海外の団体との積極的な交流が行われ、知的財

産の国際的な発展に大きな役割を果たしています。  
現在、下記のような各委員会が活動しています。

- AIPPI 各種議題検討委員会
- 海外団体交流委員会

### 3 AIPPI の各国部会及び他の海外団体との交流

国際間に存在する諸問題を民間レベルで相互に確認し、そのあり方を討議し、条約や各国制度・運用に反映させることを目的として、海外の知的財産関係機関及びAIPPI 各国部会との交流を続けています。特に中国及び韓国の部会とは、毎年一回、日中韓の定期会合を持

ち、ロシア連邦(旧ソ連邦)のAIPPI 部会とは長期にわたって定期的な会合をもっている他、AIPLA、Max Planck研究所、CASRIP研究所をはじめ、当該分野の欧米の団体・大学・研究機関等と随時交流を重ねています。

### 2 社団法人日本国際知的財産保護協会としての活動

#### 1 知的財産に関する出版物の発行

##### A 定期刊行物の発行

月刊誌『A.I.P.P.I.』  
(通称:月報)  
和文・会報誌

知的財産に関する専門家の論説、世界各国の法律改正やその運用に関する情報等を掲載しています。本誌は会員に配付するほか、国内では特許庁、裁判所、国会図書館、大学図書館、友好団体などに、また海外の数十カ所の関係機関にも配付しています。  
(年12回発行)



これらの活動を  
進めるため、  
編集委員会が設けられています。

隔月誌『A.I.P.P.I.』  
(通称:英文ジャーナル)  
英文(有料)

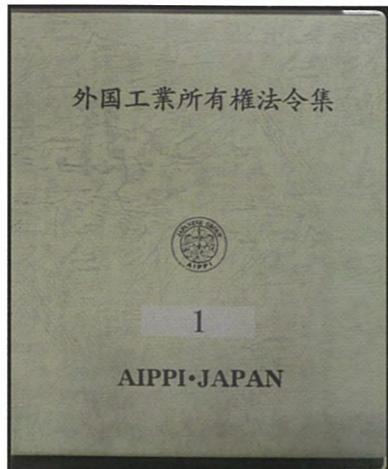
我が国の知的財産に関する論説、判決、法令並びにその運用等に関する情報を海外に紹介し、我が国に対する正しい理解と認識を深めることを目的として発行しています。WIPO をはじめ約100カ国との特許庁、国際機関、大使館、弁理士・弁護士の団体、国立図書館、AIPPI 各国部会等に配付しており、一般希望者にも有料で頒布しています。

2

1 (続き)

**B 書籍の出版****PCT****出願人の手引**第一巻/A  
国際段階特許協力条約利用者  
のための一般情報世界知的所有権機関 (WIPO) 著作  
特許協力条約利用者の参考資料 AIPPI・JAPAN 発行

1



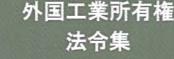
外国工業所有権法令集



AIPPI・JAPAN

1

PCT 出願人の手引



WIPO 監修による PCT (特許協力条約) 出願手続についての指導書。第 I 卷は、国際特許出願を行おうとする者のための PCT についての一般的な情報、特に PCT 手続のうち「国際段階」の情報を掲載。第 II 卷は、PCT 手続のうち「国内段階」指定 (又は選択) 官庁に対する手続についての一般的な情報を掲載。年 1 ~ 2 回の追補加除あり。

1976 年からの、約 90か国の法令及び施行規則と主要条例等を収載した全集。年 6 回の追補加除あり。

JAPANESE LAWS  
RELATING TO  
INDUSTRIAL PROPERTY  
(日本工業所有権法令集)  
バインダー式

3

4

JAPANESE LAWS RELATING  
TO  
INDUSTRIAL PROPERTYTranslated by the Japanese Patent Office  
(First Printed 1995)

Vol. I

Published by the Japanese Group  
of  
AIPPI

3

4

JAPANESE LAWS  
RELATING TO  
INDUSTRIAL PROPERTY  
(日本工業所有権法令集)  
縮刷版

8

9

また、有識者による選考委員会の選定による日本企業の商標を収録した商標資料集として「日本有名商標集」(現在の最新版は平成 16 年発刊の第 3 版)を作成し、WIPO、外国特許庁、海外の知的財産関連機関、国内外大使館等に配付し、日本企業の商標保護の有力な資料となっています。

GUIDELINES FOR EXAMINATION  
IN THE EUROPEAN PATENT OFFICE

欧洲特許庁審査便覧

欧洲特許庁編

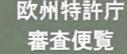
AIPPI・JAPAN

欧洲特許の取り方 (日本語版)  
出願人のためのガイドHow to file a European Patent  
for Inventors (2005 版)

5

Manual on the European  
Community Design  
Maastricht/Schloßberg欧洲共同体意匠マニュアル  
Manual on the European  
Community Design

AIPPI・JAPAN

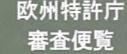
欧洲特許庁  
審査便覧

AIPPI・JAPAN

6



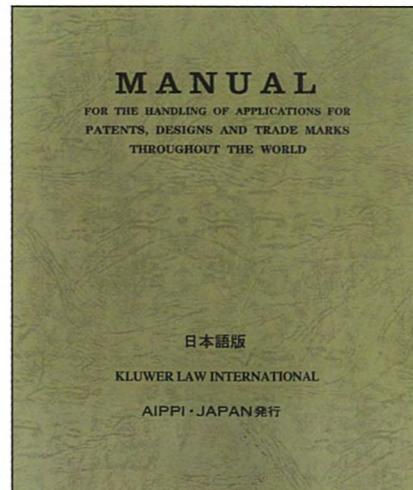
欧洲特許の取り方



AIPPI・JAPAN

7

8



MANUAL

FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR  
PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS  
THROUGHOUT THE WORLD

日本語版

KLUWER LAW INTERNATIONAL

AIPPI・JAPAN 発行

外国出願のための  
マニュアル

8

Carl Heymanns Verlag KG から発行された Manual on the European Community Design (Mr. Paul Maier, Dr. Martin Schlotterburg 共著) を翻訳し、弁理士水野みな子氏が監修したもの。共同体意匠規則、施行規則、手数料規則に関する、実務者向けに作成された解説書。

欧洲特許条約・同施行規則に基づき欧洲出願・欧洲特許の審査の諸局面において採るべきプラクティス・手続きに関する指針となるもので、方式審査、調査、実体審査、異議手続、一般手続事項に関して詳細に解説。

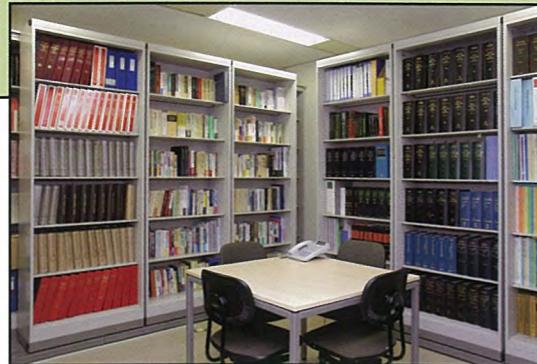
欧洲特許出願実務のテキスト。会社、発明者及び代理人に欧洲特許付与手続きの概略を実務上のヒントを含めて説明し、欧洲特許への道を円滑にしようとするもの。

1927 年にオランダの Manual Industrial Property BV (現在は Kluwer Law International) から発行した Manual for the handling of applications for patents, designs and trade marks throughout the world を日本語訳したもの。約 200 か国の大特許・実用新案・意匠・商標等の出願手続きに関する国別にまとめたマニュアル。年 6 回の追補加除あり。

2

1 (続き)

**C 資料の収集・整備と  
閲覧サービス**



国際諸機関等を通じて収集した各種資料を整備保管し、来場者の閲覧に供しています。

**2 知的財産に関するセミナー及び判例研究会の開催**

**A 知的財産に関するセミナーの開催**

国際的な知的財産制度の最新事情について具体的に理解を深め、実務にお役立ていただく事を目的として、外国並びに国内の著名な専門家、弁護士、弁理士、学者等を

講師として招聘しセミナーを開催しています。なお、会員の方は特別料金でご参加いただけます。

過去の主なセミナー内容は、下記のとおりです。

- ・米国特許セミナー： クレームの書き方、規約改正、重要判例の紹介
- ・欧州特許セミナー： EPCの改正、解説
- ・インド特許セミナー： 特許法の運用、効果的な特許を取得する方法、出願に関する特許法と規則の改正調査
- ・OHIM 商標・意匠セミナー： 広域保護を実現する共同体意匠制度の概要、審査実務、EUの拡大とハーグ協定加入問題（裁判管轄）の将来展望
- ・中国知財セミナー： 中国で特許出願する際の実務上の問題、中国知財訴訟の動向、中国進出の知財戦略
- ・外国特許制度セミナー： 企業知財部門で活躍中の講師による諸外国特許制度の解説
- ・ロシア知的財産セミナー： クレームドラフティングとクレーム解釈、ロシアにおける特許権者の権利行使
- ・アフリカ知財セミナー： アフリカ地域の経済開発と知財の現状の紹介

**B 判例研究会の開催**

平成14年から清永利亮元東京高裁部総括判事を座長に、内外国の知的財産に関する判例を精査・報告する判例研究会を会員向けに毎月開催しています。

この研究会には、会員に加え学者、特許庁関係者、裁判所の判事及び調査官にもご参加いただき、活発な議論が行われております。

また、判例研究会を円滑に運営するためワーキンググループを設けています。

過去の主な取扱い事例は、下記のとおりです。

- ・職務発明事件
- ・事後分析による進歩性判断
- ・キヤノンインクカートリッジ事件
- ・eBay 米国最高裁判決
- ・特許権の消尽と損害賠償請求（レンズ付きフィルムユニット事件）など

2

**3 海外諸国との知的財産制度に関する調査研究等事業**

**A 受託事業**

特許庁受託事業には、継続的に、①知的財産制度を経済・社会の変化、特に国際化の急速な進展に適応させるために、世界各国の現状と動向を把握し、今後のあり方等を策定するための調査研究を行う「産業財産権制度各国比較調査研究等事業」、②主要国の法令及び条約等の収集・翻訳して、

それらの英語及び日本語の法令条文、規則等を整備する「産業財産権制度情報整備協力事業」、③各の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成、④外国出願についての外国における異議申立証拠等の調査事業を行っています。これらの成果は産業財産権行政・制度の一助となっており、知的財産政策を側面からサポートしています。

①の「産業財産権制度各国比較調査研究等事業」において、過去に取り扱ったテーマ（一部）は下記のとおりです。

- ・各国における修正実体審査制度（MSE）の調査（平成19年度）
- ・諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較研究（平成19年度）
- ・新規性・進歩性等の制度調和へ向けた各国運用等の調査研究（平成18年度）
- ・インドにおける知的財産保護制度およびその運用状況に関する調査研究（平成18年度）
- ・特許出願時の遺伝資源出所開示及び遺伝資源アクセス時の事前承認機関に関する調査研究（平成17年度）
- ・国際的なアンチパテントの動向に関する調査研究（平成16年度）
- ・アジア諸国における産業財産権保護のあり方（平成15年度）

②の「産業財産権制度情報整備協力事業」において、73の国・地域・組織の法令条文及び規制を整備しました。調査対象の一部は下記のとおりです。



③の「各の産業財産権制度・運用に関する基礎資料の作成」においては、世界167カ国について、特許、実用新案、意匠及び商標の制度・運用事項の基本事項について調査を行っております。

また、調査・研究の結果等はセミナー、シンポジウム及びホームページ等で広く公開し、知的財産権等制度の発展に寄与しています。

**B 派遣事業**

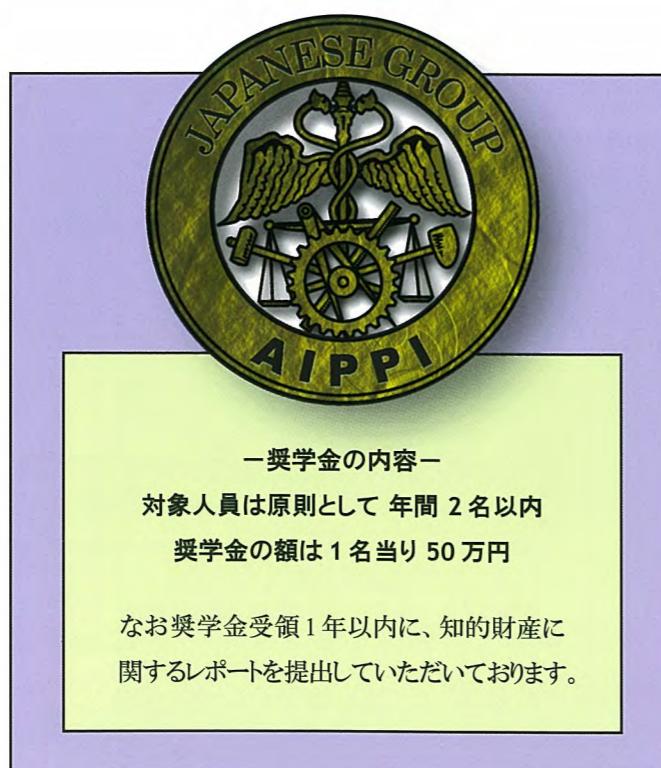
当協会では派遣事業を実施しており、国際的なスキルを持ち合わせた人材育成・トレーニングを行い、人材を継続的に特許庁へ派遣しています。

そして、国際特許出願（PCT）及び国際商標出願（マド

**AIPPI・中松記念スカラーシップ**

本奨学金は、永く日本の知的財産の実務界を代表してこられた故弁護士・弁理士 中松潤之助先生（当協会の前身 AIPPI 日本部会第2代会長）のご功績を広く伝えることを願い、国際的な知的財産制度の普及・向

上を目的として、海外より日本に留学中の、知的財産法（特許、商標、等）を専攻・履修する大学院生、大学生を対象に、研鑽の一助となることを念願して1996年に設けられました。2007年度から、AIPPI・中松記念スカラーシップと名称を変更しました。

**会員としての特典及び入会方法****1 会員としての特典****◎民間レベルでの知的財産に関する国際的なハーモナイゼーションを目指す取り組みへ参画できます**

AIPPI国際総会及び執行委員会で審議される議題に関して、国内的には、議題検討委員会に参加することで日本部会としての意見集約に参加し、対外的には、国際総会や執行委員会に参加することにより、AIPPIとしての提言を決議する審議に参画し、民間レベルでの知的財産の発展に寄与することができます。

**◎世界的レベルの国際会議並びにフォーラムに参加できます**

会員になると、次のような国際会議に参加できます。

**・AIPPI国際総会：**

隔年で世界の主要都市で開催される国際総会への参加資格

**・AIPPIフォーラム：**

毎年、世界の主要都市で開催されるフォーラムへの参加資格

**◎国際会員としての信用を得ることができます**

会員になると国際会員名簿に登録され、本部のウェブサイトより名簿を閲覧することができます。また、本部が発行するAIPPIニュースレター及びAIPPIイヤーブックが配付されます。

この国際会員名簿に会員として名前が掲載されると、

知的財産権分野における信用が得られ、例えば、

- ・知的財産権問題の処理に当たり、会員資格を明示することにより相互信頼が得られる。
- ・海外出願や事件解決を依頼する際、信頼できる専門家選定の助けとなる。

などの利点があります。

**◎月刊誌『A.I.P.P.I.』が配付されます**

毎月発行される月刊誌「A.I.P.P.I.」をお届けします。ただし、会員で2部以上希望の場合は、2部目以降は有料となります。

**◎出版物の会員割引が受けられます**

当協会が発行する書籍類（一部書籍は対象外）について、有利な会員割引価格が用意されています。

**◎当協会が開催する知的財産に関するセミナーに特別料金で参加できます**

当協会が開催する内外国一流講師（通訳付き）による知的財産セミナーや講演会に特別料金でご参加いただけます。

**◎その他諸サービス**

- ・判例研究会への参加（登録制、無料）
- ・所有資料の閲覧サービス
- ・その他

**2 入会手続及び更新手続、並びに退会手続**

（※入会金、年会費及び国際分担金につきましては、別紙をご覧ください。）

入会をご希望の方は、当協会へお申し出下さい。協会より「入会申込書」をお送りします。手続きは申込書をご返送いただいた後、月1回開催されます運営理事会における審査・承認を経て、入会となります。

入会が承認された方には、後日、入会承認書及び国際会員登録用のフォーム等をお送りいたします。

また、会員登録期間は、4月から翌年の3月までの1年間（途中入会の場合は、入会月から翌年の3月まで）となり、翌年以降は自動的に更新されます。

なお、退会を希望される場合は、当協会所定の退会届けをご提出いただき、その後に開催されます運営理事会（月1回）における承認後、退会となります。